

平成23年4月1日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福-443）」の一部を下記のとおり改正したので、平成23年4月1日以降は、これによってください。

記

第3条関係第3項中「施設」の次に「、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「赴く」を「赴き、又は見送るため赴く」

に改める。

以 上